

機能概要説明書: 当座貸越

平成 28 年 1 月現在

サービス名	当座貸越
ご利用いただけるかた	当社に口座を開設いただいている 18 歳以上の個人のお客さま
ご利用いただけるサービス内容	<p>① 円普通預金の残高を超えて払戻しの請求または各種料金等の口座振替の請求がある場合に、当該円普通預金と同一の口座名の円定期預金を担保に、不足額を当座貸越として自動的に貸出します。</p> <p>② お客さまのご指示により当座貸越のご利用を停止いただくことができます。ただし、貸越金残高または貸越金利息がある場合、および他の商品への振替等のために出金を制限されている場合で当該振替の実行により貸越金残高が発生することとなる場合は、貸越金残高および貸越金利息がなくなるまでは、ご利用を停止いただけません。</p>
利用時間	24 時間 365 日(システムメンテナンス時間を除きます)
当座貸越の担保	該当する円普通預金と同一の口座名の円定期預金
ご利用限度額	<p>該当する円普通預金と同一の口座名の円定期預金の合計額の 90%または 200 万円のうちいずれか少ない金額</p> <p>(円普通預金の残高とご利用限度額の合計額が当該円普通預金の出金可能額となります。ただし、他の商品への振替等のために出金を制限されている金額は除きます。)</p>
貸越金利	<p>当社 WEB サイト上に表示する貸越金利を毎日適用します。</p> <p>金利は金融情勢に応じて変更します(変動金利)。</p>
貸越金利息の計算方法	毎日の貸越金残高 1 円以上について付利単位を 1 円として、利用開始日から返済日の前日までの実日数および当社所定の毎日の利率によって1年を 365 日として日割り計算します。
貸越金利息のお支払い時期とお支払い方法	<p>① 毎月の当社所定の利息計算日(毎月第 3 土曜日)に、当該計算日までの貸越金利息を計算のうえ、その翌日に円普通預金から払戻し、または貸越金残高として組入れます。</p> <p>② 貸越金利息の組入れにより円普通預金の出金可能額がマイナスとなる場合には、直ちに不足額をお支払いいただきます。</p> <p>③ 担保となる円定期預金の解約等によりご利用限度額がゼロとなる場合には、その時点で貸越金利息をお支払いいただきます。</p>
返済方法	当座貸越による貸越金残高がある場合には、当該円普通預金に預け入れられた資金は、貸越金残高がなくなるまで自動的に返済にあてます。
手数料	手数料はかかりません。
担保となる円定期預金に関する制限事項	<p>以下の条件に該当した場合、担保となる円定期預金の自動継続を停止、もしくは中途解約し、元利金をもって返済に充当します。</p> <p>この場合の円定期預金の取扱いはいずれも、円定期預金の満期解約時、もしくは中途解約時の取扱方法に準じます。</p> <p>① 貸越金利息の組入れにより円普通預金の出金可能額がマイナスのまま、二度目の円普通預金決算をむかえた場合</p> <p>② 届出事項の変更がなされないなどの理由により、当社においてお客さまの所在が不明になった場合</p>